議員提出議案第３号

海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和８年１１月１１日提出

提出者　海老名市議会議員　森　下　賢　人
賛成者　同　倉　橋　正　美
同　同　藤枝　ふみひこ
同　同　星　伸　一

提案理由

社会・経済情勢に鑑み、期末手当の支給割合を引き上げたいため

海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第１条　海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和３１年条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「１００分の２３２．５」を「１００分の２３７．５」に改める。

第２条　海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「１００分の２３７．５」を「１００分の２３５」に改める。

附　則

この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は令和９年４月１日から施行する。